



## 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

国民健康保険制度は、日本の国民健康保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料（税）の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

### 見直しによる主な変更点

- 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険料（税）の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。）
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が標記されるようになります。

### 都道府県と市町村役割

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政運営の責任主体</li> <li>・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> <li>・市町村ごとの標準保険料率を算定</li> <li>・保険給付費等交付金の市町村への支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金を都道府県に納付</li> <li>・資格を管理（被保険者証等の発行）</li> <li>・標準保険料率を参考に保険料率を決定</li> <li>・保険料の賦課・徴収</li> <li>・保険給付の決定、支給</li> </ul>

### 新しい財政運営の仕組み

- 都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示し、市町村間で比較できるようになります。

### 保険料の賦課・徴収

- 市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課することになります。

### 氷川町国民健康保険の主な変更点

法令改正によるもの

- ・国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げ
- ・5割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げ
- ・2割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げ

### 都道府県移行に伴う県運営方針によるもの

- ・氷川町国民健康保険税算定方式変更及び保険税率改正

項目	国民健康保険税の賦課項目											
	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	(40)	(10)	(35)	(15)	(40)	(10)	(35)	(15)	(40)	(10)	(35)	(15)
所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	
平成29年度まで	6.40	28.00	20,700	26,100	1.80	8.00	6,500	6,200	1.40	7.00	7,100	5,200
平成30年度	7.00	—	30,300	22,400	2.10	—	8,800	6,500	1.70	—	13,300	—

所得割 世帯の所得に応じて算定

資産割 世帯の資産に応じて算定

均等割（被保険者均等割） 被保険者1人当たりの額により算定

平等割（世帯別平等割） 1世帯当たりの額により算定

### 【変更点】

- 医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金分について、平成30年度から応能割の資産割分がなくなります。また、介護納付金分の応益割の平等割分がなくなります。
- 平成29年度まで応能割の資産割分として、年間保険税の10%程度を徴収していましたが、平成30年度からは資産割分の10%が、応能割の所得割、応益割の均等割・平等割に上回保険税率に均され保険税が賦課されます。
- ・葬祭費の支給金額の統一  
葬祭費支給金額2万円（現行：3万円）※平成30年4月1日以降に葬祭を行った日からとなります。

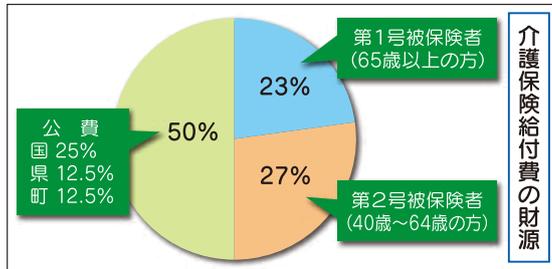
【お問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通)

## 65歳以上の方へ ～介護保険料改定について～

介護保険料の見直しにより、平成30年度から平成32年度までの介護保険料「基準額」が決まりました。

### ◆介護保険料基準額は このように算出されます◆

第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が**22%から23%**に改められました。



$$\begin{matrix} \text{氷川町で} \\ \text{必要な} \\ \text{介護サービス} \\ \text{の総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担割合} \\ \text{23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{氷川町に住む} \\ \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{氷川町の} \\ \text{介護保険料} \\ \text{基準額(年額)} \\ \text{84,000円} \end{matrix}$$

介護保険料は、「基準額」をもとに合計所得金額などによって決められます。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階※1	○生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税の者 ○住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.50	3,500円	42,000円
第2段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	0.75	5,250円	63,000円
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える者	0.75	5,250円	63,000円
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得額が80万円以下の者	0.90	6,300円	75,600円
第5段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得額が80万円を超える者	1.00	7,000円	84,000円
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	1.20	8,400円	100,800円
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.30	9,100円	109,200円
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.50	10,500円	126,000円
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が300万円以上の者	1.70	11,900円	142,800円

※1 別枠公費による軽減強化により、月額保険料は3,150円、年額保険料は37,800円。

### ◆「介護保険料納入通知書」が送付されます

65歳以上の方の各年度の介護保険料の決定内容については、6月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付し、お知らせいたしますので、ご確認ください。

### ◆介護保険料の見直しは3年ごと

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して、3年ごとに見直されます。

#### 【主な理由】

- ①高齢化が進み、介護サービスを利用する方の数や利用量が増えているためです。
- ②必要な時に必要なサービスを利用できるよう、在宅・施設サービスを計画的に整備するためです。

### ◆介護保険を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）の分からです（年額保険料を基に月割計算されます）。

例 5月1日生まれ → 4月分から  
5月2日生まれ → 5月分から

### ◆介護保険料はどのように納めるの？

納め方は、年金の受給額によって**特別徴収**と**普通徴収**の2通りに分かれます。

**特別徴収** ⇒ 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きになります。

- ・介護保険料の年額を、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。
- ・特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が天引きとなります。

**普通徴収** ⇒ 年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます。

- ・介護保険料の年額を6月から10回（期）に分けて納めます。
- ・町から納付書が送付されますので、氷川町役場出納室や取り扱い金融機関などで納めていただきます。

※次の場合は、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中にほかの市町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料の額が増減した場合
- ・年金が一時、差し止めになった場合 など

### ◎「普通徴収」の方は、口座振替が便利です！！

口座振替をすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- ①預金通帳
- ②印かん（通帳届出印）
- ③口座振替依頼書（役場または金融機関に備え付け）

### ◆介護保険を滞納すると・・・

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割又は2割ですが、介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

介護保険料は、介護保険の大切な財源となっていますので、納め忘れのないようにしましょう。

#### 1年以上滞納すると（給付の償還払い化）

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分（費用の9割又は8割）が支払われる形となります。

#### 1年6か月以上滞納すると（支払の一時差止）

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた介護保険料と相殺されます。

#### 2年以上滞納すると（保険給付率の引き下げ）

利用者負担が1割又は2割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

お問い合わせ先：氷川町役場 健康福祉課 介護保険係  
☎52-5852（直通）